

健やかな青少年を育てるPTA活動

— 「学習するPTA」の活動を通して教育環境の浄化を—

社会教育課

Information

はじめに

児童、生徒を取り巻く社会環境が激しく変化している今日、「児童、生徒の健全な育成を図る」ためPTAに大きな期待が寄せられています。

PTAの目的達成のためには、親と教師が強く連携して活動し、地域社会の中で、その活動が理解され、定着するように努力することが大切です。

PTA活動として、① 学校教育、家庭教育の理解・振興を図る活動 ② 児童・生徒の校外指導活動 ③ 地域の生活環境の改善・充実を図る活動 ④ 以上の活動を行うための学習活動があります。

これらの諸活動が各単位PTAで実践されていますが、PTAの目的である「児童・生徒の成長を図る」ことを実現するため、特に、家庭・地域の教育力の向上、児童・生徒の生活環境の改善・浄化等を図る活動が重要なことです。

一、PTA活動の具体的な活動

(一) 学校教育、家庭教育の相互理解・振興を図る活動

- ① 学校教育の理解を図る活動
 - 学校参観
 - 授業参観（父母・祖父母）
 - 学校行事への参加
- ② 家庭教育の理解を図る活動



青少年健全育成の関心を高める（教育環境浄化地域懇談会）

○ 家庭教育を充実するための学習活動（講演会、懇談会等）

○ 地域活動への参加活動（子ども会、スポーツ少年団等への参加）

(二) 児童生徒の校外における生活指導
① 学校教育の方針に基づく生活指導

○ 地区、方部PTA活動

○ 生徒の非行防止活動、補導活動

② 少年団体等による健全育成指導

○ 子ども会、スポーツ少年団の指導

○ 集団宿泊（キャンプ、自然教室等）における指導

(三) 地域における教育環境の改善・充実を図る活動

① 地域の教育環境を整備する活動

○ 地域・地区内の危険箇所点検・改

善

○ 生活環境の美化

② 家庭・地域における教育環境浄化活動

○ 教育環境浄化思想の普及・啓発活動

○ 不良図書、ポスター等の撤去活動

○ 学区内の教育環境浄化パトロール等の活動

PTA活動の成果を上げるためには活動が日常化し日常生活に溶け込んだ活動とすることが必要であり、諸活動によって、地域や家庭の教育力の向上が図られ、青少年がこのような環境の中で生活できることが何よりも望ましいことです。

これらの活動を推進するため国庫補助（一部補助）事業「青少年健全育成環境浄化PTA活動事業」があります。

二、青少年健全育成環境浄化PTA活動事業の実践

本事業は昭和六十三年度、県内九市町村で実施されました。

事業は、学校、家庭、地域社会の連携によって青少年の健全育成を図るPTA活動を促進するため、市町村がPTAと協力して行う野外活動、少年自然の家利用活動、臨海・林間学校、プール開放、その他地域における児童・生徒の生活・安全指導及び青少年健全育成に関する学習会を実施する内容となっています。